

第22回大津市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月14日(月) 13時30分から14時55分

2. 開催場所 大津市役所 別館1階 大会議室

3. 出席委員(17人)

会長	7番	田中 謙一
副会長	2番	宇野 幸太郎
副会長	8番	西村 博
副会長	9番	森元 直紀
	1番	高谷 久美子
	3番	大伴 四郎左衛門
	5番	安井 善次
	6番	山本 公彦
	10番	西村 正明
	11番	森田 康裕
	12番	横山 成治
	13番	松尾 比古敏
	14番	正田 富美子
	15番	上坂 雅彦
	16番	服部 みさ子
	17番	槌田 昌子
	18番	三田村 美江

4. 欠席(1人)

4番 橋本 正和

5. 説明員(3人)

農林水産課

6. 傍聴人(0人)

7. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 9番 森元 直紀 委員
11番 森田 康裕 委員

第2 議案第78号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第79号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第80号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第81号 農用地利用集積計画について
報告第119号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第120号 農地法第5条第1項7号の規定による届出について

- 報告第121号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第122号 農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出について
報告第123号 押印・隣地者承諾書のあり方検討委員会の最終報告について
報告第124号 広報誌「みどりのこだま」90号について

第3 その他事項

8. 農業委員会事務局職員

局長、次長、係長、主査、主査

9. 会議の概要

事務局 こんにちは。皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。どうぞございます。

定刻になりましたので、第22回大津市農業委員会定例総会を開催させていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国でも拡大傾向が依然続いており、滋賀県では連日1,000人前後の方々が新規陽性者になられているというような状況であります。本市職員につきましても、家庭内感染が非常に多く、特に保育園現場や小中学校現場の職員が感染しており、昨日までで237例の陽性者が発生しているというような状況であります。現在、誰が感染してもおかしくないといった状況の中ではありますが、引き続き、事務局職員も緊張感を持って感染拡大防止に努めていきたいと考えております。委員の皆様におかれましても、十分体調管理にはご留意いただき、感染拡大防止に努めていただきますよう、よろしく申し上げます。

それでは、最初に大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、従前から議席番号順となっております。本日は、議席番号3番 大伴 四郎左衛門委員に先唱いただきますので、以後一斉にご唱和をお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局 ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、会議全体の司会進行については副会長の輪番制としており、議案の審議は、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により会長にお願いしたいと存じます。本日の司会にはについては、中部選出の副会長であります西村 博委員をお願いいたします。

それでは、開会に当たり、副会長からご挨拶をいただきたいと存じます。

よろしく願いいたします。

副会長

お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今も局長からもお話がございましたように、新型コロナウイルスが猛威をふるって県下では1,000名を超える日もございまして、毎日、安心して暮らせるようなことができません。このような中で、今まだ県はまん延防止等重点措置を出しておりませんが、他方、北京ではオリンピックが盛り上がり、日本勢も頑張っており、毎日テレビ観戦しているという日々でございます。

また、本日は議案も少ないようでございますので、短時間にスムーズに終わりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に従って始めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議事に先立ち、本定例会総会の成立について申し上げます。

本日の出席委員は、在任委員18名のうち、ただいま出席委員は17名でございますので、在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定により、本定例会総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

本日は、1番の高谷 久美子委員、6番の山本 公彦委員、10番の西村 正明委員、15番の上坂 正彦委員、17番の槌田 昌子委員、18番の三田村 美江委員がウェブにて参加されています。

なお、通信状況により、ウェブ会議が中断しました場合には、議事を一旦停止することもありますので、あらかじめご了承ください。

それでは、議事進行については、会長、よろしく願いいたします。

議長

それでは、日程に従い始めさせていただきます。

なお、事前に質問はありませんでしたので、ご発言はご意見に限って簡潔にお願いしたいと存じます。

また、議事録整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話については電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の議事録署名人を指名いたします。

9番 森元 直紀 委員

11番 森田 康裕 委員

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第78号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議案といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議長 説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。No. 1の北比良について、地元委員よりご意見をお願いします。

委員 2月3日に本人と申請者、私と推進委員と4人で現地確認をしたところ、筆の数としては多いですが、実質4枚ぐらいのところを管理し、今後も耕作を続けられるということでございます。問題点としては本人の宅地部分で農地転用ができてないところがあり、その部分は今年度中に宅地としての転用をするということを十分申し伝えておりますので、ほかには問題ないと思えますことから、ご承認いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No. 2の伊香立下在地町について、地元委員よりご意見をお願いします。

委員 当該土地は、この図面では少し分かりにくいのですが、4反3町ほどで圃場整備されており、そのうちの大体半分ぐらいが譲渡人の田んぼでございます。作付も1人でやっておられるようでございますので、問題はないと思えます。

それと、事務局から説明がありました、ほかの圃場でございますが、かさ上げの4条申請をすると誓約書をもらっているということで、この件については問題ないと思えますので、よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見はございますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見もないようですのでお諮りします。
No. 1について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第78号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 1は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 2について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第78号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第79号及び第80号については、関連する部分もございまして、議案第79号 農地法第4条第1項の規定による許可申請と議案第80号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 今月より、一日立会委員の現地調査を見直しました。

これまで、案件全てを一日立会委員にお願いしておりましたが、特に問題が生じない顛末案件につきましては、一日立会人委員を置かず、地元委員と推進委員のお二人で現地調査をしていただくことにいたしましたので、ご報告いたします。

それでは、説明が終わりましたので、去る1月25日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第4条No.2及び第5条No.1の申請農地について、一日立会委員からご意見をお伺いします。

委 員 25日に地元委員と一日立会をさせていただきました。現地へ行かせていただきましたところ、写真のとおりになっていて、物が建っていない、少し斜面になっていますので、そこを整地して農家住宅を建てたいとのことです。

また、その土地の周囲全部には申請者の土地がありますので、付近の方に迷惑がかからないと思っています。

それと、5条は、先ほど事務局が言われましたように、申請人のお孫さんがこの土地に農家住宅を建てて、付近の田んぼなどを管理していくのに、申請人から指導を受けてやっていきたいということで、何ら問題ないと思いますのでどうぞご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。4条No.1の伊香立下龍華町について、地元委員にご意見をお伺いします。

委 員 当該土地は、横は大津市のごみの最終処分地と山に挟まれた谷間のところであり、前に最終処分地の沈殿池があります。顛末書にもありますとおり、行った時に土が置かれていて分かりませんでした。4条でこれを整理されるとのことです。問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、4条No.2及び5条1の千町三丁目について、地元委員にご

意見をお伺いします。

委員 1月25日、事務局と一日立会委員とで現地立ち会いをしてまいりました。4条、5条ともこれは一つの案件で、おばあさんの土地に息子さんが農家住宅を建てられると。お孫さんとおばあさんが一緒に住んで、お孫さんが建築されますが、おばあさんが住まれる部分の部屋はおばあさんが資金を出して、共同で家を建てられて、お孫さんに農業を引き継いで教えるというか、指導する目的で、最近では珍しいお孫さんだと思いますし、申請人は周囲に田んぼをたくさん持っておられ、四方は申請人の田んぼであり、苦情の出ることもないと思いますので、何ら問題はないと思料しますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、4条No.3の関津三丁目について、地元委員にご意見をお伺いします。

委員 この土地については、1月14日に事務局と立ち会いをいたしました。ここについては、顛末書にもありますように、平成元年からやっておられ、母親が平成18年に亡くなって、以後そのまま放ったらかしという形になっております。ここについては、隣接には〇〇の倉庫がございまして、その立ち会いにも出ておりましたので確認しております。
なお、この土地については、大分経過しておりますので、顛末書という形で提出していただいておりますので問題はないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見はございますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見もないようですのでお諮りします。
4条No.1について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第79号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、4条No.2について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第79号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

続きまして、4条No.3について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第79号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。

続きまして、5条No.1について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第80号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

それでは、続きまして、議案第81号 農用地利用集積計画についてを議題とします。

なお、〇〇委員が利害関係人ですので、ご退席いただきます。

(〇〇委員 退席)

議 長 議案第81号 農用地利用集積計画について、農林水産課の説明を求めます。

農林水産課 (農林水産課 説明)

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見はございますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですのでお諮りします。
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案80号 農用地利用集積計画については、原案のとおり決定いたします。

それでは、これより再度、〇〇委員にお入りいただきます。

(〇〇委員 着席)

議長 ここで議案の審査を終了します。司会を副会長に交代させていただきます。

副会長 それでは、続きまして報告案件です。報告第119号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告第120号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について、報告第121号 農地法第18条第6項による通知について、報告第122号 農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出について、以上、一括して事務局の報告を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)
 (事務局、集計報告)

副会長 ありがとうございました。
 続きまして、報告第123号 押印・隣地者承諾書のあり方検討会の最終報告について、座長から詳しく報告されます。

座長 ありがとうございます。書類をご覧ください。
 報告させていただきます。押印・隣地者承諾書のあり方検討会の検討結果の最終報告をいたします。

 10月13日から4回開催いたしまして、1月13日に検討会としての最終方向性を決定しました。押印見直しについては、12月13日の総会にて中間報告をさせていただいていますが、そこからは大きく変わっていません。申請書類ごとの詳細は資料1のとおりです。

 特に各委員については、2ページのNo. 14、4条、5条、29条、田畑転換届手続き紙の現地調査確認欄（農業委員等）（転用・届出時）の欄ですが、現地を見ていただいても署名捺印をしていただいておりますが、今後は署名のみとさせていただくこととなります。開始時期については、周知の段取りができましたら改めて事務局から報告をしてもらいます。

 隣地者承諾については大きく変わります。現在、各隣地者に直接押印をしてもらう形でしたが、今後それを廃止し、資料1の一番後ろの紙の資料2の「〈案〉周辺農地における営農への被害防除に関する説明書」のようになります。隣地者承諾に代わるものとして、資料2の下段のとおり、周辺農地の所有者・耕作者及び農業関係者の事業計画や被害防除についての説明状況の欄を設けました。ここは周囲の営農者に、いつ、誰が、どのように説明し、その説明に対して隣地者はどのような意見を言われ、それに対してどのような被害防除策を講じたかということに記載してもらう欄になります。

 また、上の欄は、転用することで生じるおそれがある事項を、具体的に

左の■のように列挙し、一つ一つについて記載してもらうことにします。

現在の申請書は、このような詳細に記載する形ではなく、申請者によって詳細に書かれたり、書かれなかったりという状況です。皆さん、ご存じのとおり、本来隣地者承諾書は農地法の法定添付書類ではなく、被害防除策の記載は法定記載事項であることから、審議においては転用することで生じるおそれがある事項についての被害防除策がきちんとできているかどうかを見ていかないといけません。このことから今回の見直しにより、より明確に審議できるものと考えております。

隣地者承諾については、検討会のメンバーの皆さんと何度も議論し、このような形にまとまったことをご報告いたします。

なお、押印・隣地者承諾の見直しについては、ホームページや窓口で周知を行っていきたいと考えています。

また、見直しの押印については柔軟に対応するため、新旧どちらの形で出してこられても受付をするよう、運用をしていきたいと考えています。

また、今回の変更内容につきましては、推進委員にも知っていただくべきことですので、この総会終了後、推進委員にも事務局から通知をしてもらうことを、併せてご報告させていただきます。

以上です。

副会長

はい、ありがとうございました。

以上をもちまして、一旦報告案件を終了いたします。

ほかに、本日、特にこれはということがございましたらお願いします。

事務局

(事務局から事務連絡)

副会長

ありがとうございます。

それでは、これをもちまして農地系の案件は終了します。

これより暫時休憩し、2時35分から再開したいと思います。よろしくお願いします。

< 再開 >

副会長

それでは、再開いたします。

なお、後半部分についても、事前に質問がありませんでしたので、議事が速やかに進みますよう、よろしくお願いします。

では、報告第124号 広報誌「みどりのこだま」90号について、事務局から報告をお願いします。

事務局

(事務局、資料に基づき報告)

副会長

続きまして、その他の事項といたしまして、農業経営基盤の強化の促進に

関する基本的な構想の改正について、大津市の農林水産課から説明がございましたので、説明をお願いいたします。

農林水産課 (農林水産課 説明)

副会長 ありがとうございます。なかなか1度聞いても分かりませんので、資料をよく読んでおいてください。質問のある方はございませんか。

事務局 農業者が減ってくるのに新規就農者等を迎え、補助をしていくために、どういう目標をつくるかという中に、年間所得350万とか550万、年間労働時間2,000時間など規定があります。先ほど一部の農業者の方と話していたのですが、とても年間2,000時間など短い時間で働いている人はいないという話もあったのですが、この2,000時間というのは国が定めている時間。働き方改革もある中で、そういう規定の中で、県や市が定めているということでご理解いただきたいと思います。

350万というのは、認定農業者になるという申請をする時に、この要件がある。これまでは1人で、ですが、夫婦など従事者2人で申請しても550万あればいいということで改正されるものということでご理解いただきたいと思います。

資料をよく読んでいただいて、来月に意見についてご審議いただくというスケジュールになるかと思えます。

もう少し詳しい説明をという話がありますが、時間の関係上、調整しながら皆様のご意見を伺っていきたいと思います。ついては、資料を熟読していただいて、疑問点については投げかけていただきたいと思います。いかがでしょうか。

副会長 今ここでこれだけは聞いておきたいということがあったら、発言してください。

委員 すみません。簡単な質問だけです。滋賀県がそもそも構想、基本方針をつくられているということですが、市としてもつくられるということで、大津市にある程度は当てはめて、もちろんやられているのですよね。

農林水産課 金額もそうですし、モデルになる事業所の面積などどのような内容の経営をしていくかというところについては、滋賀県にも確認はしていますが、大津市バージョンという格好になります。

ただ、考え方として、滋賀県は仮に1,000万と言っていたとしても、大津市が1,000万でないといけないというものでもありませんし、面積も県は40町経営と言っていたとしても、大津市が40町できるところがあるかと言ったら、またそれも違いますので、数字的には大津市バージョンの数字を当てはめていくことになります。一定程度の採算性を見る必要はあるも

のの、必ず県のとおりに書いているというわけではありません。

書く項目としては、県がこれは必須としているところは網羅しておりますが、例えば大津市に畜産農家のモデルをたくさんつくらないといけないかと言ったら、そういうわけでもないです。けれども、県はそういうモデルもつくっているというところで、一定大津市のバージョンに合ったことをさせていただいております。以上です。

委員 ありがとうございます。

副会長 先ほど事務局より説明がございましたが、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想については、今後、正式に農業委員会宛てに意見を求められます。

来月、意見の集約を審議いたしますので、再度、原案を熟読いただき、意見がある委員は、2月24日までに事務局へ、ファクスもしくはメール等でお知らせくださいますようお願いいたします。

以上で終わりたいと思います。

最後、事務局から連絡事項がございましたら、どうぞお願いします。

事務局 (事務局、その他報告)

副会長 はい、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、第22回定例総会の全て議案、報告事項を終了いたします。委員の皆様、どうもご苦労さまでございました。それでは、散会いたします。

議事録署名委員

議長（田中 謙一 委員） 印

委員（森元 直紀 委員） 印

委員（森田 康裕 委員） 印